

令和4年度

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険については、平成30年度から県が財政運営の主体となり、県と市町村とともに共同で運営していくこととなりました。

事業運営のために必要な標準保険税率が県から示され、その税率に平成30年度から6年かけて近づけるよう、清須市国民健康保険運営協議会において収支均衡策を含む運営のあり方について審議をし、税率改定の答申を頂き、令和4年度に係る保険税の改正を行いました。

将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、特定健診や特定保健指導などをぜひご活用いただき、健康にご留意ください。

令和4年度からの新税率(下線部分が改定分)

		医療分 (国保の全加入者)		後期高齢者支援分 (国保の全加入者)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満加入者)	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して	5.81%	<u>6.02%</u>	2.09%	<u>2.25%</u>	2.00%	<u>2.34%</u>
資産割	固定資産税に対して	6.75%	廃止	2.50%	廃止	1.32%	廃止
均等割	加入者1人当たり	22,700円	<u>24,700円</u>	8,900円	<u>9,500円</u>	10,500円	<u>12,200円</u>
平等割	1世帯当たり	18,600円	18,600円	6,700円	6,700円	5,900円	5,900円
課税限度額		630,000円	<u>650,000円</u>	190,000円	<u>200,000円</u>	170,000円	170,000円

※令和4年度の納税通知書は7月中旬に、送付する予定です。

未就学児にかかる国民健康保険税均等割額の減額について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の国民健康保険税均等割額について、令和4年度分の国民健康保険税から2分の1減額されます。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する世帯の未就学児の均等割額については、軽減措置後、さらに均等割額を2分の1減額します。

未就学児1人にかかる均等割額(年額)

法定軽減割合	減額前均等割額	未就学児減額分	減額後均等割額
軽減なし	34,200円	17,100円	17,100円
2割軽減	27,360円	13,680円	13,680円
5割軽減	17,100円	8,550円	8,550円
7割軽減	10,260円	5,130円	5,130円

*この減額についての申請は不要です。

【問合せ 保険年金課(北館1階)】